

『学校感染症』による出席停止について

保護者様

大阪府立狭山高等学校

医師により下の枠内の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、欠席ではなく出席停止扱いとなります。つきましては、主治医が登校を許可するまで家庭で療養してください。許可が出ましたら、『登校許可証』を主治医に記入していただき、担任に提出してください。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザについては、別の報告用紙がありますので保護者の方が記入して提出してください。

主治医様

大阪府立狭山高等学校

日ごろより、本校生徒がお世話になり、ありがとうございます。以下の生徒の疾病が学校感染症に該当するものであり、登校してもよいと判断される場合、次の『登校許可証』に記入のうえ、生徒または保護者にお渡しください。

登校許可証

年 組 名前

上記の者は、次の疾病で 年 月 日から

年 月 日までの (日間)

療養中であったが、主要症状が消退して登校に支障がないものと認めます。

病名に○印をつけてください

1. 百日咳
2. 麻疹（はしか）
3. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
4. 風疹（三日ばしか）
5. 水痘（水ぼうそう）
6. 咽頭結膜熱（プール熱）
7. 結核
8. 髄膜炎菌性髄膜炎
9. その他（ ）

年 月 日

医療機関名

医師名

印